

令和5年草加市議会12月定例会 提出議案及び報告の概要

議案数

補正予算	6件
条例	10件
契約	1件
財産取得	2件
指定管理者	1件
市道廃止・認定	2件
人事	3件
計	25件

報告数

専決処分（損害賠償）	1件
計	1件

令和5年12月



議案の概要

補正
予算

第80号議案 令和5年度草加市一般会計補正予算（第6号）

補正前の歳入・歳出予算額 92,469,485千円

歳入・歳出補正予算額 192,287千円

補正後の歳入・歳出予算額 92,661,772千円

補正予算の主な内容

歳入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。 (千円)

款	補正額	主な内容	
14 国庫支出金	47,336	①障害児入所給付費等負担金(子育て支援課)(国費)	43,990
		②個人番号カード交付事務費補助金(情報推進課)	4,524
		③事務費交付金	△ 1,178
15 県支出金	76,314	④障害児入所給付費等負担金(子育て支援課)(県費)	21,995
		⑤地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金	△ 7,551
		⑥ひとり親家庭等医療費支給事業補助金	7,601
		⑦乳幼児医療費支給事業補助金	54,269
17 寄附金	801	⑧災害対策費寄附金	801
18 繰入金	130,098	・財政調整基金繰入金	136,989
		⑨公共施設整備基金繰入金	△ 11,965
		⑩庁舎建設基金繰入金	5,074
20 諸収入	938	⑪過年度補助金返納金(長寿支援課)	938
21 市債	△ 63,200	⑫あおば学園施設整備事業債	△ 63,200
合計	192,287		

【次ページに続きます。】

第80号議案 令和5年度草加市一般会計補正予算（第6号）（続き）

補正
予算

歳出				(千円)
款	補正額	主な内容	特定財源	
1 議会費	△ 2,185	・人件費(議会)[職員課] ・議会事務事業[議会事務局]		△ 3,776 1,591
2 総務費	△ 177,588	・会計年度任用職員の任用[職員課] ・公営住宅等維持管理事業[資産活用課] ・公有財産管理事業[資産活用課] ・本庁舎建設事業[庁舎建設室] ・IT・市民サービス推進事業[情報推進課] ・市民活動促進事業[みんなでまちづくり課] ・コミュニティセンター管理事業[みんなでまちづくり課] ・ふるさとにぎわい創造事業[みんなでまちづくり課] ・災害対応(応急)に係る科目存置[危機管理課](財源振替) ・文化会館維持管理・芸術文化振興事業[文化観光課] ・人件費(一般管理費)(総合事務組合市負担金)(税務)(戸籍)(選挙)(統計)(監査)(市民安全)(防災)(環境)(スポーツ振興)(文化観光)[職員課]	⑩ ② ⑧	△ 65,120 △ 13,809 △ 45,000 6,766 2,162 940 2,049 △ 7,000 0 1,021 △ 59,597
3 民生費	339,199	・後期高齢者医療広域連合事務事業[保険年金課] ・介護保険特別会計繰出金[介護保険課] ・社会福祉施設整備事業[長寿支援課] ・障害社会福祉施設管理運営事業[障がい福祉課] ・障害児家庭支援事業[子育て支援課] ・子ども医療費・ひとり親家庭等医療費支給事業[子育て支援課] ・ひとり親家庭等支援事業[子育て支援課] ・公立保育園運営事業[保育課] ・児童発達支援センター事業[子育て支援センター] ・人件費(福祉総務)(介護保険)(国民年金)(国民健康保険)(児童福祉)(生活保護)[職員課]	⑤⑩ ⑨ ①④ ⑥⑦ ⑫ ③	50,736 6,051 △ 6,613 △ 11,965 93,124 228,685 13,356 △ 65,226 △ 70,238 101,289
4 衛生費	△ 10,995	・人件費(保健衛生)(清掃)[職員課]		△ 10,995
5 労働費	△ 2,085	・人件費(労働)[職員課]		△ 2,085
6 農林水産業費	△ 6,365	・人件費(農業)[職員課]		△ 6,365
7 商工費	5,794	・人件費(商工)[職員課]		5,794
8 土木費	△ 5,335	・人件費(土木)(道路)(河川)(都市計画)(住宅)[職員課]		△ 5,335

【次ページに続きます。】

款	補正額	主 な 内 容	特定 財源
10 教育費	51,847	・総務企画課管理運営事業[総務企画課]	△ 18,910
		・学校教育補助員配置事業[指導課]	△ 1,530
		・生徒指導推進事業[指導課]	△ 1,150
		・教育相談充実事業[教育支援室]	△ 1,260
		・特別支援教育充実事業[教育支援室]	△ 3,700
		・学校維持管理運営事業(小学校)[総務企画課]	23,352
		・学校維持管理運営事業(中学校)[総務企画課]	18,599
		・公民館等事業[中央公民館]	2,891
		・公民館等事業[柿木公民館]	779
		・公民館等事業[新田西文化センター]	242
		・公民館等事業[谷塚文化センター]	2,791
・公民館等事業[川柳文化センター]	346		
・公民館等事業[新里文化センター]	120		
		・人件費(事務局)(小学校)(生涯学習)(公民館)(図書館) [職員課]	29,277
合 計	192,287		

・継続費の補正

分類	事 項 (期 間)	年割額及び総額	
追加(新規設定分)	本庁舎建設事業(誘導支援設備工事、監理業務委託) (令和5年度～令和6年度)	R5	6,766千円
		R6	20,301千円
		総額	27,067千円
変更(既設定分)	児童発達支援センター事業 (あおば学園建設工事・監理業務委託) (令和3年度～令和5年度) → (令和3年度～令和6年度)	R3	539,627千円
		R4	296,296千円
		R5	81,217千円
		R6	106,076千円
		総額	1,023,216千円

【次ページに続きます。】

・債務負担行為の補正

分類	事項（期間）	限度額
変更(既設定分)	本庁舎建設事業(既存什器処分等業務委託)(令和5年度～令和6年度)	7,447千円
変更(既設定分)	障害社会福祉施設管理運営事業(障害福祉サービス事業所つばさの森改修基本設計等業務委託)(令和5年度～令和7年度)	42,242千円
追加(新規設定分)	人事・給与関係事務事業(令和5年度～令和6年度)	8,030千円
追加(新規設定分)	公有財産管理事業(本庁舎総合管理業務委託)(令和5年度～令和6年度)	101,758千円
追加(新規設定分)	本庁舎建設事業(業務システム等移設)(令和5年度～令和6年度)	10,698千円
追加(新規設定分)	コミュニティセンター管理事業(令和4年度設定分)(令和5年度～令和8年度)	15,961千円
追加(新規設定分)	アコスホール維持・管理事業(令和4年度設定分)(令和5年度～令和8年度)	10,431千円
追加(新規設定分)	文化会館維持管理・芸術文化振興事業(令和4年度設定分)(令和5年度～令和8年度)	36,766千円
追加(新規設定分)	社会福祉施設管理運営事業(養護老人ホーム松楽苑)(令和3年度設定分)(令和5年度～令和8年度)	18,283千円
追加(新規設定分)	社会福祉施設管理運営事業(総合福祉センターであいの森)(令和3年度設定分)(令和5年度～令和8年度)	24,248千円
追加(新規設定分)	児童手当・こども医療費支給事業(令和4年度設定分)(令和5年度～令和7年度)	20,702千円
追加(新規設定分)	児童館・児童センター運営事業(氷川児童センター)(令和5年度～令和10年度)	180,347千円
追加(新規設定分)	児童館・児童センター運営事業(新栄小改修工事)(令和5年度～令和6年度)	12,881千円
追加(新規設定分)	放課後児童健全育成事業(松原・西町・氷川・花栗南・谷塚児童クラブ)(令和4年度設定分)(令和5年度～令和7年度)	6,440千円
追加(新規設定分)	保育施設整備事業(令和5年度～令和6年度)	150,139千円
追加(新規設定分)	道路整備事業(令和5年度～令和6年度)	276,100千円
追加(新規設定分)	排水路整備事業(令和5年度～令和6年度)	86,460千円
追加(新規設定分)	排水施設整備事業(令和5年度～令和6年度)	50,000千円
追加(新規設定分)	奥日光自然の家管理運営事業(令和5年度～令和6年度)	28,000千円
追加(新規設定分)	自然教室推進事業(令和5年度～令和6年度)	3,600千円

第81号議案 令和5年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

補正前の歳入・歳出予算額 191,384千円
 歳入・歳出補正予算額 0円
 補正後の歳入・歳出予算額 191,384千円

補正予算の主な内容

歳出

(千円)

款	補正額	主 な 内 容
1 事業費	0	・アコス地下駐車場事業(全体共益費等負担金) △ 4,463
		・アコス地下駐車場事業(積立金) 4,463
合 計	0	

・債務負担行為の設定

分類	事 項 (期 間)	限度額
追加(新規設定分)	アコス地下駐車場事業 (令和5年度～令和7年度)	64,000千円

第82号議案 令和5年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理
 事業特別会計補正予算（第2号）

補正予算の主な内容

・繰越明許費の設定

分類	繰越事業	繰越額
通常事業 (予算成立後の事由)	公共施設整備等関連事業	80,768千円

第83号議案 令和5年度草加市介護保険特別会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額	19,109,333千円
歳入・歳出補正予算額	12,100千円
補正後の歳入・歳出予算額	19,121,433千円

補正予算の主な内容

歳入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものの。(千円)

款	補正額	主な内容	
3 国庫支出金	6,049	①介護保険事業費補助金	6,049
7 繰入金	6,051	・その他一般会計繰入金(事務費等)	6,051
合計	12,100		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
1 総務費	12,100	・一般管理費(介護保険一般事務)	①	12,100
合計	12,100			

第84号議案 令和5年度草加市水道事業会計補正予算（第1号）

・債務負担行為の補正

分類	事項(期間)	限度額
追加(新規設定分)	施設改良事業(令和5年度～令和6年度)	307,857千円

第85号議案 令和5年度草加市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

・債務負担行為の補正

分類	事項(期間)	限度額
追加(新規設定分)	建設改良事業公共下水道事業(雨水)(令和5年度～令和6年度)	150,370千円

第86号議案 草加市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

社会経済情勢の変化及び多様化する市民ニーズに的確に対応し、効果的かつ効率的な事務事業の推進を図るため、行政組織の見直しを行うものです。

(1) 健康福祉部の分割

高齢化が進行する中で、高齢になっても安心して暮らしていくためのセーフティネットを強化するとともに、市民が健康を増進し豊かな人生を送るための施策の充実を図るため、健康福祉部を2部に分割します。

現行

健康福祉部

- ・生活保護に関すること。
- ・老人福祉に関すること。
- ・介護保険に関すること。
- ・障害者福祉に関すること。
- ・市民の健康及び地域医療に関すること。
- ・国民健康保険に関すること。
- ・国民年金に関すること。

新組織

福祉部

- ・生活福祉に係る企画及び調整に関すること。
- ・生活困窮者自立支援及び生活保護に関すること。
- ・老人福祉に関すること。
- ・障害者福祉に関すること。

健康推進部

- ・健康づくりに係る企画及び調整に関すること。
- ・保健及び予防接種に関すること。
- ・介護保険及び地域包括ケアシステムに関すること。
- ・国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。
- ・国民年金に関すること。

(2) 子ども未来部の名称の見直し

児童福祉法の改正・
こども基本法の制定などを踏まえ…

「こどもまんなか社会」
の推進

子ども未来部について「こども」の名称表記を統一するため、部名の一部を見直します。

※教育総務部の組織名における「子ども」の表記の変更は行いません。

子ども未来部 → こども未来部

※条例上の事務分掌に変更はありませんが、こども家庭センターの設置（6ページ）など、こどもに関する取組・政策を進めていきます。

(3) 都市整備部に住宅関連政策を集約

各部にまたがっている住宅関連政策を集約→空き家等の発生の予防と支援、利活用などの窓口を統合し、市の住宅政策の取組を推進

条例上で総合政策部の事務分掌としている市営住宅の管理を、都市整備部の住宅に関する事務分掌に統合します。

※課の設置は条例事項ではありませんが、都市整備部の下に住宅政策課を設置し、取組を進めていきます。

【施行期日】

令和6年4月1日から施行します。

【総務部庶務課】

第87号議案 草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うとともに、個人番号の独自利用事務としてこども医療費の支給に関する事務の追加及び庁内連携を行う特定個人情報の追加を行うものです。

(1) 法律の一部改正に伴う条文の所要の整備

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）において次の文言が整理されたことに伴い、条例で同様の文言を使用するよう整備します。（文言の整備であって内容の変更はありません。）

・法別表第2の第2欄に掲げる事務 ➡ 特定個人番号利用事務

（個人番号を含む個人情報（特定個人情報）の提供を受ける情報連携により効率化を図るものとして国が定める事務のこと。）

・法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報 ➡ 利用特定個人情報

（特定個人番号利用事務进行处理するために必要な情報連携の対象となる国が定める個人番号を含む個人情報（特定個人情報）のこと。）

(2) 独自利用事務及び独自利用事務に伴い庁内連携する特定個人情報の追加

機関	独自利用事務	庁内連携する特定個人情報
追加 市長	草加市こども医療費支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの ・生活保護関係情報であって規則で定めるもの ・外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの ・草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの ・重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの

★独自利用事務・庁内連携

地方公共団体は、条例に定めることで、社会保障・税・災害対策に関する事務その他の事務について必要な限度で個人番号を利用できます（独自利用事務）。また、同じく条例に定め、複数の事務にまたがって特定個人情報を利用することができます（庁内連携）。

【施行期日】

- (1) 独自利用事務の追加 公布の日から施行します。
- (2) 条文の所要の整備 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

【総合政策部情報推進課】

第88号議案 市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年10月27日付け草加市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、市長、副市長、病院事業管理者及び教育長並びに議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給率を引き上げるものです。

区分	改正前支給率	改正後支給率	施行日
令和5年12月期 期末手当	100分の220	100分の230	公布の日 (令和5年12月1日適用)
令和6年6月・12月期 期末手当	100分の220	100分の225	令和6年4月1日

※支給率の見直しによる

期末手当の支給割合の変化 4. 4月分  4. 5月分

【引上げに係る調整】令和5年度12月期の支給割合を0.1月分引き上げ、令和6年度から6月期と12月期に0.05月分ずつ振り分けます。

【施行期日】上記のとおり公布の日及び令和6年4月1日から施行します。

【総務部職員課】

第89号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

令和5年人事院勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給率、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給率並びに会計年度任用職員の期末手当の支給率を引き上げるとともに、在宅勤務等手当の新設を行うものです。

(1) 一般職の職員の給料月額の引上げ

給料月額について、行政職給料表の場合、実質平均で1.31% (3,928円) 引き上げます。(若年層に該当する給料表区分に重点が置かれた改定となります。)

【施行期日】公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。

※次ページに続きます。

第89号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について（続き）

(2) 一般職の職員の期末勤勉手当の支給率の引上げ

※かつこ内の支給率は再任用短時間勤務職員の実給率

区分	改正前支給率	改正後支給率	施行日
令和5年12月期 期末手当	100分の120 (100分の67.5)	100分の125 (100分の70)	公布の日 (令和5年12月 1日適用)
令和5年12月期 勤勉手当	100分の100 (100分の47.5)	100分の105 (100分の50)	
令和6年6月・12月期 期末手当	100分の120 (100分の67.5)	100分の122.5 (100分の68.75)	令和6年4月1日
令和6年6月・12月期 勤勉手当	100分の100 (100分の47.5)	100分の102.5 (100分の48.75)	

※支給率の見直しによる期末勤勉手当の支給割合の変化 4. 4月分 → 4. 5月分

(かつこ内は再任用短時間勤務職員の割合) (2. 3月分 → 2. 3 5月分)

【引上げに係る調整】令和5年度12月期の期末勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げ、令和6年度から6月期と12月期に0.025月分ずつ振り分けます。

【施行期日】上記のとおり公布の日及び令和6年4月1日から施行します。

(3) 特定任期付職員の給料月額引上げ

給料月額について、特定任期付職員の給料表の場合、実質平均で1.13% (6,000円) 引き上げます。

【施行期日】公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。

(4) 特定任期付職員の期末手当の支給率の引上げ

区分	改正前支給率	改正後支給率	施行日
令和5年12月期 期末手当	100分の165	100分の175	公布の日 (令和5年12月1日適用)
令和6年6月・12月期 期末手当	100分の165	100分の170	令和6年4月1日

※支給率の見直しによる期末手当の支給割合の変化 3. 3月分 → 3. 4月分

【引上げに係る調整】令和5年度12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ0.1月分引き上げ、令和6年度から6月期と12月期に0.05月分ずつ振り分けます。

【施行期日】上記のとおり公布の日及び令和6年4月1日から施行します。

※次ページに続きます。

第89号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について（続き）

(5) 会計年度任用職員の期末手当の支給率の引上げ

区分	改正前支給率	改正後支給率	施行日
令和6年6月・12月期 期末手当	100分の120	100分の122.5	令和6年4月1日

※会計年度任用職員は年度途中の支給率の変更はありません。

支給割合の変化

2. 4月分 → 2. 4 5月分

【施行期日】 令和6年4月1日から施行します。

(6) 在宅勤務手当等の新設

新設

対象職員	手当額
1箇月当たり平均10日を超えて正規の勤務時間の全部を在宅勤務することを命ぜられた職員	月額 3,000円

※手当の新設と同時に、手当が支給される職員の通勤手当の調整の規定を追加します。

【施行期日】 令和6年4月1日から施行します。

【総務部職員課】

第90号議案 草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例等の一部を改正する条例の制定に ついて

地方自治法の一部改正に鑑み、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するものです。

条例で規定する会計年度任用職員の給与の支給項目に勤勉手当を追加します。

区分	改正前	改正後
フルタイム 会計年度任用職員	給料、地域手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手 当、休日勤務手当、夜間勤務 手当、初任給調整手当、期末 手当	給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務 手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、 夜間勤務手当、初任給調整手当、期末 手当、 勤勉手当
パートタイム 会計年度任用職員	報酬、費用弁償、期末手当	報酬、費用弁償、期末手当、 勤勉手当

※勤勉手当の支給割合

規則で定める支給割合（100分の102.5を超えないものとします。）

【施行期日】 令和6年4月1日から施行します。

【総務部職員課】

第91号議案 草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

👉 所要の整備のみ

- (1) 条文中に引用している法の条項ずれを整えます。
- (2) その他内閣府令において文言が整えられた部分と同様に条文の文言を整えます。

【施行期日】 公布の日から施行します。

【子ども未来部保育課】

第92号議案 草加市子育て支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

こども家庭センターを草加市子育て支援センター内に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもへの包括的な支援を行うため、同支援センターの事業等を見直すものです。

草加市子育て支援センター

【改正前】

【改正後】

★施設の位置付けの整理
子育て支援の拠点

こども家庭センターの設置

妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な支援を行います

子育て支援・こどもの発達支援の拠点

★実施事業の整理
総合相談センター／発達支援センター／児童デイサービスセンター／児童発達支援センター支所

こども家庭センター事業／発達支援事業／障害児通所支援事業／その他必要な事業

★対象者の追加
18歳未満の者及びその保護者

妊産婦、18歳未満の者及びその保護者

【施行期日】 令和6年4月1日から施行します。

【子ども未来部子育て支援センター】

第93号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定について

地方税法施行令の一部改正に鑑み、国民健康保険の負担の公平化及び適正化を図るため、後期高齢者支援金等課税額の限度額の改定を行うとともに、地方税法等の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間の均等割保険税及び所得割保険税の軽減措置を新設するものです。

(1) 一世帯当たり1年間に係る保険税額の上限（賦課限度額）の改定

保険料の区分	改正前限度額	改正後限度額	増減
医療給付費分 (0歳～74歳)	650,000円	650,000円	改定なし
後期高齢者支援金分 (0歳～74歳)	<u>200,000円</u>	<u>220,000円</u>	<u>+20,000円</u>
介護納付金分 (40歳～64歳)	170,000円	170,000円	改定なし
合計	<u>1,020,000円</u>	<u>1,040,000円</u>	<u>+20,000円</u>

<改正による影響等>

影響世帯数：554世帯（想定）※40代夫婦、子ども2人、世帯主の給与収入のみの世帯の場合、年間収入約1,059万円以上で影響

影響見込額：約900万円の収納額の増

(2) 産前産後期間の保険税額の軽減措置の新設

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者の産前産後期間相当分の均等割保険税・所得割保険税を免除します。

新設

対象：出産する被保険者

免除期間：産前産後期間相当分（4か月）※多胎妊娠の場合は6か月

公費負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

<改正による影響等>

対象者数：1年度当たり約180人（想定）

影響額：1年度当たり約420万円（うち1/4が市負担分：約105万円）

【施行期日等】(1)は令和6年4月1日から施行し、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。

(2)は令和6年1月1日から施行し、令和6年1月以後の国民健康保険税について適用します。

【健康福祉部保険年金課】

第94号議案 草加市保健センター設置及び管理条例の一部 を改正する条例の制定について

市民の健康の保持及び増進に係る事業を実施する環境を整備し、市民の利便性の向上を図るため、草加市保健センターの位置を変更するものです。

【草加市保健センターの位置】

変更前	変更後
草加市中央一丁目5番22号	草加市中央一丁目1番8号

【施行期日】 令和6年1月4日から施行します。

【健康福祉部保健センター】

第95号議案 草加市家屋及び土地の適正管理に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、管理不全な状態にある空き家に係る定義の見直し等を行うものです。

条例における空き家又は空き地の「管理不全な状態」の定義

- ・ **空き家**において、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する**特定空家等**（※）と認められる状態 **追加**

空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する**管理不全空家等**（※）と認められる状態

- ・ 不特定多数の者の侵入が容易であるため、火災発生又は犯罪誘発のおそれがある状態
- ・ 樹木又は雑草の繁茂その他敷地内の適切な管理が行われておらず著しく景観を損なっている状態
- ・ その他空き家又は空き地の周辺的生活環境の保全のために放置することが不適切であると認められる状態

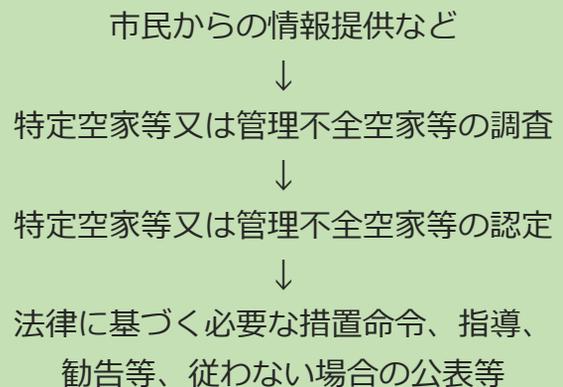
※特定空家等

そのまま放置すれば著しく保安上危険、衛生上有害、景観を損なう又は生活環境の保全を図るために不適切などとなるおそれのある状態の空き家のこと。

※管理不全空家等 **追加**

そのまま放置すれば上記の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態の空き家のこと。

法・条例に基づく適正な管理



※ その他、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に合わせて、立入調査等において、同法を準用している空き地及び不良状態物件についても、その所有者等に対し、当該空き地及び不良状態物件に関する事項に関し市に報告させることができるよう規定の整備を行います。

【施行期日】 公布の日から施行します。

【市民生活部くらし安全課】

第96号議案 草加市児童発達支援センター建設工事（建築工事）請負契約の変更契約の締結について

草加市児童発達支援センター建設工事（建築工事）について、工事着手後、資材の価格に著しい変動が生じたことにより、工事に対する物価変動の精算が必要となることから、工事費に増額が生じるため、請負契約の変更契約を締結しようとするものです。

【原契約の金額】 506,000,000円

第1回変更 611,160,000円

第2回変更 597,080,000円

【今回変更契約の金額】 621,203,000円

【今回変更による増額】 24,123,000円

【契約の相手方】 ムサシ・彩光特定建設工事共同企業体

代表構成員 埼玉県草加市吉町五丁目1番2号

ムサシ建設工業株式会社

代表取締役 井上 将人

構成員 埼玉県草加市栄町三丁目4番3号

株式会社彩光建設

代表取締役 高野 正志

【総務部契約課・子ども未来部子育て支援センター】

第97号・第98号議案 財産の取得について

市役所本庁舎・西棟において使用する各備品を購入するものです。

【取得財産】 草加市役所本庁舎・西棟備品

① 事務机・椅子等（事務机、椅子、ワゴン、PCラック等）

② 収納等（書庫、ロッカー、スチールラック等）

【取得価格】 ① 40,667,000円

② 34,309,000円

【契約の相手方】 ①、②共通

埼玉県草加市金明町310番地

株式会社ビジネスランド草加支店

専務取締役草加支店長 細谷 好正

【納入期限】 令和6年7月31日まで

【入札】 公告年月日 令和5年10月2日

入札日時 令和5年10月19日

【総務部契約課・総合政策部庁舎建設室】

第99号議案 指定管理者の指定について

令和6年3月31日をもって指定管理期間の満了を迎える次の施設の次期指定管理者を指定しようとするものです。

管理を行わせる施設	草加市立氷川児童センター
指定管理者	東京都千代田区四番町2番地12 公益財団法人 児童育成協会 理事長 鈴木 一 光
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

【子ども未来部子ども育成課】

第100号議案 市道路線の廃止について

次の理由により、市道を廃止するものです。（合計5路線・204.03m）

- (1) 一般交通の用に供する必要がなくなったため 市道10609号線ほか1路線
- (2) 路線延長のため 市道11635号線ほか2路線

【建設部建設管理課】

第101号議案 市道路線の認定について

次の理由により、市道を認定するものです。（合計28路線・3,049.96m）

- (1) 道路整備に関わる用地買収のため 市道1055号線ほか2路線
- (2) 県道から路線の引継ぎを受けるため 市道1057号線
- (3) 寄附を受けたため 市道11677号線ほか20路線
- (4) 路線延長のため 市道11635号線ほか2路線

【建設部建設管理課】

第102号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求める ことについて

令和5年12月31日をもって任期満了となる教育委員会委員の後任として、新たに教育委員会委員に谷脇純子（たにわきじゅんこ）氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

【総務部職員課】

第103号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

公平委員会委員土田将司（つちだまさし）氏は、令和6年1月16日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

【総務部職員課】

第104号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について

人権擁護委員河内紀恵（かわうちのりえ）氏は、令和6年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

【総務部職員課】

報告の概要

第32号報告 専決処分の報告について (市の管理瑕疵による事故の損害賠償)

【事故の概要】

令和5年7月4日午前10時25分頃、草加市花栗四丁目3番1号の草加市立花栗南小学校において、授業中の活動として敷地内の畑を耕していたところ、児童が手に持っていたスコップを誤って落とした際、当該スコップが畑の隣に駐車中の自動車に接触し、車両を損傷したものです。

【損害賠償の額】

39,600円 (物件損害賠償・全国市長会学校災害賠償補償保険により全額補填)

過失割合：市10割

【専決処分日】

令和5年10月27日